

# 誓約及び承諾書

(確認されましたら、□に☑を記入してください。)

私は、放課後児童クラブ入会にあたり、下記事項について確認し、承諾します。

下記事項を守らなかった場合や負担金を滞納した場合は、退会となっても異議ありません。

- 放課後児童クラブ負担金は、納期限内に納めます。滞納が続く場合（2ヶ月以上）は、児童クラブの利用制限や職場への電話、自宅訪問等を行われても異議ありません。
- 児童クラブ終了時間の18時（延長利用は、18時30分）までに必ず迎えに行きます。迎えが18時以降になる場合は、必ず児童クラブに連絡をします。
- 児童クラブを欠席する場合は、学校への欠席連絡とは別に児童クラブへ連絡をします。また、事前に届出をしていない者が迎えに行く場合も連絡をします。
- 児童クラブの利用は、「昼間就労等のため保護者等が家にいない、面倒をみることができない」という条件となっているので、仕事が休みのとき、児童の面倒をみってくれる人がいるときは、児童クラブの利用は控えます。
- 利用区分に変更があるとき、退会するときは、遅延なく（10日前までに）届け出ます。
- 連絡先（携帯電話等）や勤務先が変わった場合、就労の契約が更新された場合は、児童クラブに連絡します。また、直ちに新しい就労証明書を提出します。
- 児童の具合が悪いときや病気の回復期にあるときは、児童クラブには預けません。
- 事前に届出をした連絡先で連絡が取れない場合は、勤務先に連絡があることについて承諾し、児童クラブ支援員からお迎え要請があった場合は、速やかに対応します。また、警報が出た場合は、児童クラブから連絡がなくても迎えに行きます。
- 児童クラブ支援員は保育を目的としているので、宿題等については声かけのみで、学校や学習塾のように学習（宿題）指導は行わないことについて了解します。
- 持ち物には名前を書き、高価なものや無くなっても困るものは持たせません。
- 月の利用が極端に少ない場合（5回未満）、申請に虚偽があった場合、放課後児童クラブの運営に支障を及ぼすような事態を引き起こした場合は、異議なく退会します。

年 月 日

神埼市長 様

保護者名 \_\_\_\_\_ ㊟

児童名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_